

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋計算機室空調機(A, B)点検において、ファンベルトに劣化が認められたため、当該ファンベルトを交換。	D	
2	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置(C)トラベリングスクリーン用電動機点検において、冷却ファン取付部(ネジ部)破損が認められたため、対応検討。	D	
3	2号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)過流フィルタ入口弁点検において、弁座及び弁箱内ゴムライニングに傷及び剥離が認められたため、当該部を補修。	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機(A)給気弁点検において、弁棒(1本)シート部に指示模様が認められたため、当該給気弁を交換。	D	
5	2号機	第2給水加熱器(A)胴側圧力検出器耐圧漏えい試験において、検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換。	D	
6	2号機	電動機検査その1の1(改訂1)の定期事業者検査要領書において、要領書の紛失が認められたため、原因調査、及び対応検討。	C	
7	2号機	第2給水加熱器(B)水位計(LS-023B)漏えい試験において、計器入口弁グラウンド部より漏えいが認められたため、当該弁を点検。	D	
8	2号機	第2給水加熱器(B)水位計(LS-025B)漏えい試験において、計器入口弁グラウンド部より漏えいが認められたため、当該弁を点検。	D	
9	2号機	第4給水加熱器(A)水位計(LS-064A)漏えい試験において、計器テスト弁グラウンド部より漏えいが認められたため、当該弁を点検。	D	
10	2号機	第4給水加熱器(A)水位計(LS-064A)漏えい試験において、計器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
11	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置(B)プリコート2次入口弁(空気作動弁)の点検において、駆動部より空気漏れが認められたため、当該駆動部を点検。	D	
12	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(C)点検において、インペラ上部に腐食及び肌荒れが認められたため、当該インペラを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	2号機	タービン建屋1階において、第1給水加熱器室入口扉の取手破損が認められたため、当該扉を修理。	D	
14	3号機	中央操作盤において、高圧炉心スプレィ系試験可能逆止弁用押ボタンスイッチ爪部破損が認められたため、当該押ボタンスイッチを交換。(操作上問題なし)	D	
15	4号機	パトロールにおいて、電解鉄イオン供給装置電解槽出入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
16	3,4号廃棄物処理設備	ホットシャワードレンサンプポンプの運転回数が月2回確認されたことから、調査したところ、放射化学分析室純水補給水安全弁の動作によりファンネルへの純水の流入(約5リットル/分)が認められたため、当該安全弁を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353